

食品安全委員会第762回会合議事録

1. 日時 令和元年10月29日（火） 14：00～14：34

2. 場所 大会議室

3. 議事

衛藤内閣府特命担当大臣御挨拶

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・乳等省令に定める乳等の処理の基準を改正すること
(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・遺伝子組換え食品等 2品目
[1] チョウ目害虫抵抗性サトウキビCTC175-A
[2] CA02-1191株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム
(厚生労働省からの説明)
- ・特定保健用食品 1品目
トク牛サラシアプレミアム
(消費者庁からの説明)

(3) 令和元年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について

(4) 食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針について

(5) その他

4. 出席者

(内閣府)

衛藤大臣、平井大臣秘書官

(委員)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、
吉田（充）委員

(説明者)

厚生労働省 福島食品監視安全課長補佐

厚生労働省 近藤食品基準審査課新開発食品保健対策室長

消費者庁 森田食品表示企画課保健表示室長

(事務局)

小川事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、中山評価第一課長、
箴島評価第二課長、渡辺情報・勧告広報課長、蛭田評価情報分析官、
秋元リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

5. 配付資料

- 資料1 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）（厚生労働省）
- 資料2-1 食品健康影響評価について<チョウ目害虫抵抗性サトウキビ CTC175-A、CA02-1191株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム>（厚生労働省）
- 資料2-2 食品健康影響評価について<トク牛サラシアプレミアム>（消費者庁）
- 資料3 令和元年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について
- 資料4 「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針」について

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第762回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、本日は、衛藤晟一大臣に御出席いただいております。どうも御出席ありがとうございます。

早速ではございますが、衛藤大臣から御挨拶をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○衛藤大臣 食品安全担当大臣の衛藤晟一です。

食品安全委員会は、平成15年7月に発足し、これまで約2,800件のリスク評価を終えられていると伺っています。佐藤委員長を始め、委員及び専門委員、関係の皆様方の御努力に心から敬意を表したいと思えます。

食品安全委員会がリスク評価機関として引き続きその機能をいかに発揮し、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等と連携しつつ、食品の安全性を更に確保していくことを強く期待いたしております。

食品の安全は、私たち一人一人の命に直結する国政の重要なテーマの一つです。私としても、食品の安全性の確保を通じて、国民の皆様が安心して暮らしていただけるよう邁進する決意であることを最後に申し上げまして、挨拶といたします。

ありがとうございました。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、科学に基づき中立公正に食品の安全性に関するリスク評価を行っております。これからも国民の皆様への御期待に応えられるよう努めてまいりたいと思います。

衛藤大臣、また本日は他の御公務のために御不在ですが、大塚副大臣、藤原政務官には、私どものリスク評価が円滑に行われることや、食品に関する科学に基づく情報を国民にお伝えすることなどにお力添えをいただければ幸いです。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ここで、衛藤大臣は他の御公務のために退席されます。どうもありがとうございました。

○衛藤大臣 どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

(衛藤大臣、平井大臣秘書官退室)

○佐藤委員長 御紹介が遅くなりましたが、本日は、厚生労働省から近藤新開発食品保健対策室長、福島食品監視安全課長補佐、消費者庁から森田保健表示室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にご覧の「食品安全委員会（第762回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は5点ございます。

資料1が「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）」、資料2-1及び2-2がいずれも同じ資料名で「食品健康影響評価について」、資料3が「令和元年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について」、資料4が「『食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針』について」、以上でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○矢田総務課長 事務局におきまして、平成30年7月2日の委員会資料の確認書を確認し

ましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて」であります。

資料1にありますとおり、10月24日付で厚生労働大臣から、乳等省令に定める乳等の処理の基準を改正することについて、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに関する照会がございました。

それでは、厚生労働省の福島食品監視安全課長補佐から説明をお願いいたします。

○福島食品監視安全課長補佐 厚生労働省食品監視安全課で課長補佐をしております福島と申します。本日は、食品安全監視課長が他の用務のため出席かないませんでしたので、申し訳ございませんが、代理で御説明をさせていただきます。

それでは、資料1に基づきまして、御説明をさせていただきます。

本日御審議いただきたい内容は、資料1のかがみのページの記のところにございますように、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令、これを省略して乳等省令と呼んでおりますけれども、こちらの別表の二、乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部におきまして、乳、乳製品等の処理につきまして、個別の営業許可業種において処理を行うこととしている規定を、食品衛生法に基づく営業許可を受けた施設において一貫して処理を行うと改正することにつきまして、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してもよろしいかどうか、お伺いするものでございます。

それでは、1枚めくりまして「1. 経緯」を御覧ください。○の1つ目にございますように、厚生労働省におきましては、昨年6月に約15年ぶりとなります食品衛生法の改正を行いまして、これにあわせまして、昭和47年以降見直しを行っておりませんでした営業許可業種についても見直すことといたしました。この営業許可の制度でございますが、例え

ば、飲食店営業ですとか食肉製品製造業、乳製品製造業といたしました公衆衛生に与える影響が著しい営業として政令で規定された業種がございますが、こちらの業種を営む場合には、都道府県の知事の許可があらかじめ必要という制度でございます。

ただ、こちらの業種を昭和47年から見直していなかったということで、例えば1つの施設において複数の食品を製造するような場合に、複数の営業許可を取得しなくてはならないといったような実態がございまして、現状に沿ったものに再編することが必要ということで、公衆衛生上の危害の発生を防止できる範囲内におきまして、営業許可業種の再編を行うことといたしました。

この再編に当たりましては、食品の営業規制に関する検討会という諮問機関を厚生労働省の中に立ち上げまして、こちらの検討会の議論、それから取りまとめの報告を踏まえて検討を行っているものでございます。

○の3つ目でございますように、この営業許可業種の再編におきまして、乳製品のうち、飲料にあつては乳処理業において製造可能とすることといたしましたが、これは具体的にどうということかと申しますと、営業許可の業種の中に乳処理業というものがございまして、これは生の乳を仕入れてそれを処理して牛乳にするという製造がございまして、この場合は乳処理業の許可をとる。これまでは、そこからさらにこの乳を使って、例えば乳飲料といったような乳製品を製造する場合には乳製品製造業というものを別個重複して取得する必要があったのですが、今回の再編で乳処理業の許可を持っていれば、製造工程が共通しているということもございまして、こういった飲料の乳製品をつくることも可とするというような変更を行いました。

これによりまして、冒頭に申し上げました乳等省令の規定とそごが出てくる部分がございますので、そちらを、ページをめくっていただきまして新旧対照表がございますので、こちらを御覧ください。下段の部分が現行の規定でございます。読み上げます。

別表の二、乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準。

(一) 乳等一般の成分規格及び製造の方法の基準。

(5) のところで「処理は」とございます。この「処理」といいますのは、濾過、殺菌、小分け及び密栓という操作をまとめて「処理」と呼んでおります。これら処理につきましては、牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあつては乳処理業の許可を受けた施設で、特別牛乳にあつては特別牛乳搾取処理業の許可を受けた施設で、クリーム、調製液状乳、発酵乳及び乳飲料にあつては乳製品製造業の許可を受けた施設で、それぞれ一貫して行うことという規定になってございます。先ほど申し上げたように、乳処理業の許可を受けた施設で飲料タイプの乳製品等を製造する場合に、この規定のままだと製造を行うことができないということになってしまいますので、これを上段の改正後の形に改めたいと考えております。

こちらを読み上げますと、(5) のところで、牛乳、殺菌山羊乳とずっと続きまして、発酵乳及び乳飲料にあつては、法第55条の規定に基づく営業許可、要するに営業許可を受

けた一の施設において、1つの施設において、それぞれ一貫して処理を行うことと、このように改正したいと考えております。

経緯のページに戻っていただきまして、1.の最後の○のところですが、こちらにつきまして、今回このように改正したことによっても、営業許可を受けた1つの施設において一貫して製造を行うということには変更はございませんで、単に営業許可の分類上の話でございますので、安全性に影響を及ぼすということはないと考えております。

「2.今後の予定」でございますが、今回、食品安全委員会におきまして食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとは御判断いただいた場合には、現在、改正食品衛生法の営業規制の見直しの部分の施行のための省令の策定の作業中でございますので、こちらの省令の中で、この乳等省令の変更につきましてもあわせて改正を行いたいと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

山本委員、お願いします。

○山本委員 確認なのですけれども、これは乳等省令が改正されて、営業許可そのものがいろいろ変わるということではなくて、営業許可は省令で定められたとおりにやって、ただ、それをそごが出ないように文言上整えたということで理解してよろしいですか。

○福島食品監視安全課長補佐 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

ほかにどなたか御質問ございますでしょうか。特にございませんか。

ただ今の厚生労働省からの御説明によりますと、当該改正は食品衛生法施行令に規定する営業許可業種の再編に伴い、個別の営業許可業種において処理を行うこととしている規定を食品衛生法に基づく営業許可を受けた施設において一貫して処理を行うことに改正するものであり、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続をお願いいたします。

福島課長補佐、ありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料2-1にありますとおり、厚生労働大臣から10月23日付で遺伝子組換え食品等2品目について、資料2-2にありますとおり、内閣総理大臣から10月23日付で特定保健用食品1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、まず、厚生労働省からの評価要請品目、遺伝子組換え食品等2品目について、厚生労働省の近藤新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○近藤新開発食品保健対策室長 厚生労働省新開発食品保健対策室長の近藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

このたび食品安全委員会に食品健康影響評価を御依頼いたします組換えDNA技術応用食品及び添加物につきまして、概要を御説明申し上げます。

資料につきましては、お手元の2-1を御覧ください。

1品目めでございますが、こちらはチョウ目害虫抵抗性サトウキビCTC175-Aでございます。本品目につきましては、害虫抵抗性の付与を目的といたしまして、*Bacillus thuringiensis*由来の改変*Cry1Ab*遺伝子及び*Escherichia coli* K12株由来の改変ネオマイシンホスホトランスフェラーゼ遺伝子等の導入を行ったサトウキビでございます。

利用目的、利用方法等につきましては、従来のサトウキビと相違はございません。

次に、2品目めでございますけれども、CA02-1191株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウムでございます。本品目は、生産性の向上を目的といたしまして、*Corynebacterium glutamicum*由来株を宿主といたしまして、L-グルタミン酸の生合成関連遺伝子の導入等を行いましたCA02-1191株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウムでございます。

利用目的及び利用方法につきましては、従来のL-グルタミン酸ナトリウムと相違はございません。

申請者につきましては、本品目につきましては、食品添加物公定書規格を満たしていること、非有効成分が有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有しないこと。これらのことから、平成16年3月25日の食品安全委員会決定でございます「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則にございます「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」の要件を満たしている

としております。

このたび評価をお願いするものは、以上2品目でございます。よろしく願い申し上げます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。
川西委員、お願いします。

○川西委員 御説明どうもありがとうございます。

ちょっと急な質問なので、もし分かればということで御教示ください。サトウキビの場合は多分、日本でも結構つくられていると思います。この場合は恐らくは海外のものになるかと思えますけれども、主にどういう国が予想されるかというのは、もし情報がありましたらお願いしたいのですが、なければまた後日で結構です。

○近藤新開発食品保健対策室長 もともとサトウキビ自体が、現在でいえば南米を中心に栽培されているというものでございまして、そのような地域を中心に、今後、栽培されるものではないかと考えております。

○佐藤委員長 よろしいですか。

ほかにどなたか御質問等ございますか。よろしゅうございますね。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

近藤室長、ありがとうございます。

続きまして、消費者庁からの要請案件、特定保健用食品1品目について、消費者庁の森田保健表示室長から説明をお願いいたします。

○森田食品表示企画課保健表示室長 食品表示企画課保健表示室長の森田でございます。よろしく願いいたします。

資料2-2の2枚目を御覧ください。今回、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼いたしますのは、サラシア由来サラシノールを関与成分とする特定保健用食品でございます。

製品の概要でございます。製品名は、トク牛サラシアプレミアム、食品の種類は、牛井の具でございます。関与成分は、サラシア由来サラシノールを0.5 mg含むものということで、一日摂取目安量は135 g、特定の保健の用途は「食事から摂取した糖の吸収を減らし、食後血糖値の上昇をゆるやかにする」というものでございます。

関与成分は、*Salacia reticulata*の茎、根の抽出物に含まれるサラシノールということ

です。

作用機序につきましては、*In vivo*の試験において、*Salacia reticulata*抽出物を二糖類とともに経口投与したところ、血糖値の上昇を抑制したことから、 α -グルコシダーゼ活性を阻害することが認められたということです。

有効性につきましては、血糖値が100から125 mg/dLの20歳から64歳の被験者32名を対象に本製品またはプラセボを用いてランダム化二重盲検プラセボ対照クロスオーバー比較試験を実施した結果、本製品摂取群はプラセボ群に比べて摂取後血糖値の上昇を有意に抑制するとともに、血中濃度曲線下面積（AUC）についても有意に抑制したというものです。

今後の予定でございますけれども、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議をする予定でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、新開発食品専門調査会において審議することといたします。森田室長、ありがとうございます。

(3) 令和元年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「令和元年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について」です。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 説明いたします。

本年10月25日に令和元年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会を開催し、「令和元年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について」を資料3のとおり取りまとめました。

詳細につきましては、事務局からお願いいたします。

○入江評価調整官 それでは、資料3に基づきまして、御説明いたします。

2枚おめくりいただきますと、横書きの紙がありまして、ここに調査課題名と調査目的を記載してございます。「海外のリスク評価機関における評価結果等に関する調査」でございます。

調査目的ですが、農薬取締法の改正により、2021年度から農薬の再評価制度が開始されます。これに伴いまして、食品安全委員会においてもリスク管理機関からの諮問を受け、既に登録されている農薬の再評価を行うこととなります。このため、日本よりも先行して

再評価制度を導入している海外のリスク評価機関、具体的には欧州食品安全機関、米国環境保護庁における評価書及び関連文書を収集し、農薬及び機関ごとに評価内容を整理しまして、再評価に必要なデータの検討等に活用し、食品安全委員会における再評価の体制整備を図ることを目的として、この調査を実施するものでございます。

以上につきまして、案をお認めいただけましたら、入札公告等、調査の実施に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、令和元年度食品安全確保総合調査追加課題については、案のとおり決定することによろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

事務局は、手続をお願いいたします。

(4) 食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針について」であります。

本件については、ワーキンググループにおける審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○入江評価調整官 それでは、資料4をお手元に御用意ください。「食品健康影響評価におけるベンチマークドーズ法の活用に関する指針〔動物試験で得られた用量反応データへの適用〕」の案につきましては、8月20日開催の第753回「食品安全委員会」で御報告し、8月21日から9月19日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いました。

この指針が対象とするベンチマークドーズ法につきましては、指針の1ページ目の「第2 定義」3. のところに説明がございます。ベンチマークドーズ法、略しましてBMD法とは、化学物質のばく露量と、当該物質によりもたらされる影響の発生の頻度又は量との関係（用量反応関係）は、特定の数学的関数（数理モデル）に従うという仮定の下、BMD及び

その信頼区間を算出する方法でございます。

BMD法については、食品安全委員会においてもこれまでに汚染物質の評価等で活用してきた一方で、数理モデルの選択手順など、国際的に統一される段階には至っていない点もあり、その活用に当たっては技術的な課題が複数存在しておりました。このため、評価技術企画ワーキンググループでは、昨年7月に一旦「新たな時代に対応した評価技術の検討～BMD法のさらなる活用に向けて～」という形で議論の取りまとめを行い、その後、国内外の活用実績や食品健康影響評価技術研究で得られた科学的知見等を踏まえて検討を重ね、今般、指針を策定することとしました。

本指針の目的については、指針の1ページ目の「第1 目的」を御覧ください。本指針は、化学物質に係る食品健康影響評価において、ベンチマークドーズ法を活用して適切なPODを求める場合の基本的な考え方、手順等を整理することにより、食品安全委員会が、同法を活用するに当たってのさらなる一貫性及び透明性の確保に資することを目的とするとなっております。

次に、本指針の特徴について御説明いたします。3ページ目の「第3 食品安全委員会が行う食品健康影響評価におけるBMD法の活用」を御覧ください。冒頭で、化学物質の食品健康影響評価においてBMD法を活用する際は、本指針に基づきBMD及びその信頼区間の算出を行うとした上で、以降、1. BMD法を適用する用量反応データの収集、収集したデータの質の吟味、選択。

次に、2. 統計学的及び生物学的観点に基づくベンチマークレスポンス、すなわちBMRの設定。

次のページに行っていただきまして、3. の(1) 用量反応モデリングの実施、6ページの下の方の(2) 用量反応モデリング結果の評価、そして、最後に8ページの上(3)として最終的なPODの決定といったように、主要な作業ごとに具体的な手順や考え方を整理しています。中でも第3の3. の(1)、お戻りいただいて恐縮ですけれども、6ページの用量反応モデリングの実施に関する⑥のところ、従来は個別の数理モデルを用いたモデリングが行われてきましたが、本指針では、国際的にも導入が進められているモデル平均化手法を導入している点が大きな特徴となっております。

指針についての御説明は以上でして、次に、最後の紙、右肩に参考と記載のある紙を御覧ください。本件につきまして、意見・情報の募集を行ったところ、2件の御意見をいただきました。

まず、表面の1件目の御意見ですが、要約いたしますと、指針の第3の3. (1)の②において、括弧書きで「最高用量群等の特定のデータを用量反応モデリングの際に除外することは行わない」とされていることについて、用量反応モデリングに当たって最高用量等の特定用量群のデータを除外することについて、絶対に実施してはならないという誤解が生ずることのないように表現を変更することを提案する内容でございました。

評価技術企画ワーキンググループの回答といたしましては、まず、特定のデータの除外

が利用可能な情報量の損失につながることを考慮し、特定のデータの除外を行うこと自体は否定しませんが、実施する場合には、その実施を正当化する生物学的な根拠が必要であるということを記載しています。

その上で、指針においては、「生物学的な根拠がある場合を除き、データセットに含まれる全ての用量反応データを用いて用量反応モデリングを行う（最高用量群等の特定のデータを用量反応モデリングの際に除外することは行わない）」とされていること。さらに、意見で引用されている米国環境保護庁のガイダンスにおいても、特定のデータの除外については慎重に企画、実施しなければならず、それを正当化する根拠を示さなければならないとされていることを記載しております。

次の意見、裏面に行ってくださいまして、要約しますと、複数の用量反応データから得られた複数のBMD及びそのBMDLの中からPODとするBMDLを決定する際の指標にAICの追加を提案するというものです。この意見が対象としているPODの決定というのは、指針では8ページ、第3の3.（3）の手順に当たります。

評価技術企画ワーキンググループの回答といたしましては、まず、AICというものは、同一の用量反応データに当てはめた数理モデル間で適合度のよさの評価をする際に用いる指標でありまして、PODの決定の段階で行う複数の異なる用量反応データに当てはめた数理モデル間の評価には用いることができないことを記載しています。

その上で、指針においては、意見で提案された手順ではなく、その1つ前の手順、具体的には指針の7ページ、第3の3.（2）の②ですが、同一の用量反応データに当てはめた異なる個別数理モデルのモデリング結果を評価する手順において、AICを評価指標の一つとして用いていること、また、御意見で引用されている海外のガイダンスにおいても、本指針と同様のステップでAICを評価指標として用いていることを記載しております。

よろしければ、本指針を食品安全委員会の決定とさせていただきます、ウェブサイトに掲載したいと考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

よろしければ、本委員会として、案のとおり決定してよろしいですね。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、動物試験で得られた用量反応データにベンチマークドーズ法を適用する際の

具体的な手順や考え方を整理した指針が取りまとまったということでございます。これからは、本指針に基づいて、実際のデータを用いた検証を行うことも含め、ベンチマークドーズ法を活用していくことといたします。

| |
|---------|
| (5) その他 |
|---------|

○佐藤委員長 ほかに議事はありませんか。

○矢田総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、再来週11月12日火曜日14時から開催を予定しております。

また、11月6日水曜日14時30分から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、7日木曜日14時から「プリオン専門調査会」が公開で、8日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、11日月曜日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第762回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。